

第 3 7 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 3 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「3 8 万円」を「4 2 万円」に改め、同条第 2 項中
「第 1 1 条第 2 項」を「次条第 2 項」に改める。

第 1 5 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 3 5 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 2 条第 1 項

に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）をいう。以下同じ。）に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

第15条第3項を削る。

第15条の4第1項第1号中「100分の80」を「100分の6.13」に、「100分の53」を「100分の55」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第29条の7第2項第6号」を「第29条の7第2項第4号」に改め、同項第2号中「100分の47」を「100分の45」に改め、同条第2項を削る。

第15条の6中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第 15 条の 9 各号列記以外の部分中「ことになる」を「こととなる」に改める。

第 15 条の 11 中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第 15 条の 12 第 1 項第 1 号中「100 分の 23」を「100 分の 1.96」に、「100 分の 53」を「100 分の 58」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第 29 条の 7 第 3 項第 5 号」を「第 29 条の 7 第 3 項第 4 号」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47」を「100 分の 42」に改め、同条第 2 項を削る。

第 15 条の 14 及び第 16 条の 3 中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第 16 条の 4 第 1 項第 1 号中「100 分の 20」を「100 分の 1.64」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第 29 条の 7 第 4 項第 5 号」を「第 29 条の 7 第 4 項第 4 号」に改め、同項第 2 号中「1 万 2,000 円」を「1 万 3,200 円」に改め、同条第 2 項を削る。

第 16 条の 6 を削る。

第 19 条第 3 項を削る。

第 19 条の 2 第 1 号中「地方税法第 703 条の 5 の規定の例により算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法」を「算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（同法第 317 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する青色専従者給与額又は同法第 313 条第 5 項に規定する事業専従者控除額については、同条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分し

て計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法」に改め、同号ウ中「8,400円」を「9,240円」に改め、同条第2号中「山林所得金額」の次に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、「現在において」を「現在において、」に改め、同号ウ中「6,000円」を「6,600円」に改め、同条第3号中「山林所得金額」の次に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、「現在において」を「現在において、」に改め、同号ウ中「2,400円」を「2,640円」に改める。

第19条の3中「都民税額及び特別区民税額」を「規定する総所得金額」に改め、「都民税及び特別区民税の課税標準である」及び「（昭和40年法律第33号）」を削り、「当該給与所得を」を「当該給与所得については、」に、「として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額）」を「によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」に、「総所得金額」とあるのは」を「総所得金額（同法」とあるのは」に、「）」

と、「同法」とあるのは「地方税法」を「地方税法」に改める。

第 24 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 法第 59 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当することにより給付制限を受けることとなつた者

附則第 3 条中「この規定」を「同条第 1 号」に、「地方税法第 703 条の 5 の規定の例により算定した総所得金額」を「総所得金額（同法）」に改め、「地方税法第 703 条の 5 の規定の例により算定した」を削り、「額）」と、同条第 1 号中「同法」とあるのは「地方税法」を「額によるものとし、地方税法」に改める。

附則中第 4 条から第 9 条までを削り、第 10 条を第 4 条とし、第 11 条を削り、第 12 条を第 5 条とする。

附則に次の 1 条を加える。

(平成 23 年度及び平成 24 年度における保険料の所得割額の算定の特例)

第 6 条 平成 23 年度及び平成 24 年度における第 15 条第 1 項、第 15 条の 6、第 15 条の 11、第 15 条の 14 及び第 16 条の 3 に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

(1) 当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第 50 条の 2 及び同法第 328 条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第 24 条第 1 項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。） 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 75 に相当する金額

(2) 前号に該当しない者であつて、課税標準額（賦課期日の属す

る年の前年の所得に係る地方税法第314条の3第1項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項第1号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の合計額（千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）をいう。以下この条において同じ。）が100万円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超える者
賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の50に相当する金額

- (3) 第1号に該当しない者であつて、課税標準額が100万円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超える者
賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の25に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総

所得金額等及び課税標準額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第10条第1項の規定は、平成23年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前までの出産については、なお従前の例による。
- 3 新条例第15条、第15条の4、第15条の6、第15条の11、第15条の12、第15条の14、第16条の3、第16条の4、第19条の2、第19条の3、附則第3条及び附則第6条の規定は、平成23年度分の保険料から適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の足立区国民健康保険条例第16条の6、第19条第3項、附則第4条、附則第5条、附則第6条、附則第6条の2、附則第6条の3、附則第7条、附則第8条及び附則第9条の規定は、平成22年度分までの保険料については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(提案理由)

保険料率を改定し、所得割額の算定方法を改めるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。